

## 森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について

〔平成 31 年 3 月 27 日 30 林整計第 1050 号〕  
〔林野庁長官から各都道府県知事あて〕  
最終改正  
〔令和 3 年 9 月 30 日 3 林整計第 296 号 〕

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止については、「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止について」（平成 30 年 4 月 19 日付け 30 林整計第 53 号林野庁計画課長通知。以下「無断伐採等防止通知」という。）により、伐採及び伐採後の造林の届出制度（以下「届出制度」という。）の適切な運用をお願いしているところであるが、通知発出以降も、依然として、森林所有者等に無断で立木が伐採される事案が発生している。

このため、下記のとおり、無断伐採等への対策強化に向けた関係通知の改正等を行ったところであり、適切に対処いただくとともに、市町村への助言、指導をお願いする。

また、貴管内の市町村その他関係者への周知をお願いする。

### 記

#### 1 基本的な考え方

人工林資源が成熟しつつある中、国土保全等の森林の多面的機能を維持向上させつつ、資源を循環的に利用していくためには、森林計画制度に基づき、適正な伐採と再生林の確保を図ることはもとより、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体を育成していくことが重要である。

このため、届出制度の適切な運用のみならず、法令や行動規範等に基づき適切な森林施業を行うことのできる林業経営体の育成と、無断伐採等を行った者への指導等を徹底するとともに、現場における適切な伐採作業や更新確保のための連携等の促進を図っていく。

#### 2 無断伐採等の防止に向けた取組の徹底

森林窃盗、無断伐採事案の発生防止に向けては、森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、その取組を推進する旨位置付けたところである。

都道府県等においては、広報誌やホームページ等を活用した届出制度の周知、届出書の内容確認の徹底など制度の適切な運用、警察など関係機関と連携した巡視パトロールの取組等について、別紙 1 及び別紙 2 の事例も参考に、引き続き、その徹底に努めること。

#### 3 届出制度の適切な運用

届出制度の運用に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）、昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第

851号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）のほか、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について」（平成24年3月28日付け23林整計第354号林野庁計画課長通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成20年11月4日付け20林整計第105号林野庁計画課長通知）を踏まえ、適切に対処すること。

#### （1）規則等の改正を踏まえた対応

届出制度については、今般規則等を改正し、その運用を見直したところである。具体的には、届出書の記載事項の追加、様式見直し等により、①伐採権者と造林権者の役割を明確とするため伐採計画と造林計画をそれぞれに作成させるほか、②伐採作業の委託先や集材方法等を記載させることとした。あわせて、③伐採届出に係る森林の状況の報告の提出を造林後のほか、伐採直後にも求めることとした。

届出制度の運用に当たっては、改正された規則等が、令和4年4月1日に施行されることを踏まえ、適切に対処すること。

#### （2）届出書の確認及び適合の通知等

森林所有者等からの届出書の提出に際し、届出者が真に森林所有者等であることを確認することは、無断伐採等の発生を未然に防止する上で極めて有効である。

このため、届出書の受理及び審査に際しては、森林簿、林地台帳等を活用するほか、届出書の添付書類として、位置図や森林所有者が確認できる書類等を求めるなど適切に対処すること。また、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて、全ての届出について適合通知書又は確認通知書の通知を行うなど、適切に対処すること。

#### （3）伐採後の森林の状況確認

（1）の規則改正により、伐採届出に係る森林については、届出者に対し、伐採の終わった日から30日以内に、その状況を報告することを課すこととなった。この報告は、市町村森林整備計画に適合した適正な伐採を確保することはもとより、誤伐等の早期発見にも資することから、伐採権者から当該報告があった場合には、必要に応じて現地確認や造林権者への確認を行うなど、適切に対処すること。

#### （4）無届伐採、誤伐等の無断伐採を行った者への適切な対応

届出制度においては、無届伐採が行われた場合、市町村の長は中止命令や造林命令を行うことができることとなっており、引き続き、これら措置を含めた届出制度の適切な運用を図ること。

一方で、届出書を提出したうえで、当該届出区域に隣接する森林まで伐採を行う事案も発生していることから、このような事案が発生した場合にあっては、伐採を行った者に対し、届出の提出に当たり、当分の間、隣接する森林の所有者と境界確認を行った旨を証明する書類の提出を求めるなどにより、再発防止に向けた対応を適切に行うこと。

#### (5) 都道府県及び市町村による情報共有

市町村の長は、無断伐採等を行った者に対し、指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を行った場合には、都道府県に対して当該指導等に関する情報を提供し、都道府県は、その情報を管内市町村に提供すること。また、都道府県境を越えて広範囲に伐採を行う者により、無断伐採等の事案が発生している場合には、関係する都道府県の間において指導等に関する情報の共有に努めること。

### 4 林業経営体等による適切な森林施業の推進

#### (1) 伐採・造林に係る法令遵守、行動規範の策定の推進

適切な森林施業を推進するためには、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体の育成が不可欠であり、特に、主伐後の再生林の確保、林業経営体による伐採・造林に関する行動規範の策定、コンプライアンスの確保等を図ることは、極めて重要である。

このため、これら事項に関し、基本計画において、林業経営体の「目指すべき姿」として、「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「経営体育成通知」という。）において、林業経営体が取り組むべき事項として、「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「経営管理法運用通知」という。）において民間事業者が森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項各号の要件に適合するか否かを判断する基準として、それぞれ定めたところであり、都道府県における判断基準の策定、林業経営体の選定及び民間事業者の公募・公表にあたっては、適切に対処すること。

#### (2) 選定・公表を行った林業経営体等の取扱い

都道府県は、経営体育成通知に基づき選定を行った林業経営体、森林経営管理法に基づき公表を行った民間事業者については、その取組状況を定期的に把握し、選定・公表後に、要件に適合しなくなったと認められる場合は、経営体育成通知及び経営管理法運用通知の規定に基づき、当該者についての公表を取りやめるとともに、その名称及び公表を取りやめる理由を明らかとする等の措置を講ずること。

#### (3) 伐採現場における適切な伐採の促進

都道府県や市町村、森林所有者、森林・林業関係者、警察等が連携して行う伐採現場の巡視パトロールなどの取組の効果を高め、伐採現場における適正な伐採を促進するため、3の(2)による適合通知書又は確認通知書の現場掲示、各地で取り組まれている伐採届出旗の現場掲示など、市町村の状況にあった取組の強化に努めること。なお、林野庁においては、衛星画像を活用して伐採箇所を効率的に把握するシステムを開発したところであり、あわせて、これを活用するなど、効果的な取組に努めること。

#### (4) 補助事業等の適正な執行の確保

農林水産大臣は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、「農林畜水産業関係補助金等交付規

則」(昭和31年4月30日付け農林省令第18号)、当該補助金等の交付要綱等の定めるところにより、補助事業者等が、補助金等の交付の決定に付した条件等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」とされている。

補助事業等の適正な執行を確保するとともに、補助事業等に対する国民の理解を得るため、林野庁関係の補助金に係る通知において、都道府県等が事業実施主体に補助金等の交付決定をする際に、①事業実施主体は、補助金等により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切と判断される行為を行ってはならないこと、②事業実施主体は、補助金等の申請に当たって、当該行為を行わない旨を約す誓約書を提出しなければならないこと、を条件として付さなければならないとしているところであり、これらの条件に反する行為があった場合には、当該行為を行った事業実施主体に係る補助金等の交付決定の取消等を行うなど適切に対処すること。

なお、都道府県等が補助金等の交付決定の取消等を行う場合には、補助金適正化法及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)の規定に準じて、当該取消等の通知に、その理由を記載するとともに、一定の期間を取り、相手方に、当該取消等に係る意見を述べる機会を与えるものとする。

## 5 適正な伐採及び更新確保のための関係者の連携促進等

### (1) 伐採事業者と造林事業者の連携促進

主伐後に再造林等による適切な更新を図るためには、森林所有者等、伐採事業者、造林事業者が、更新確保の重要性等の認識を共有するとともに、相互に連携して主伐から造林までを計画して行うこと等を通じ、再造林の実施体制を整備していくことが重要である。

このため、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」(平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁整備課長通知)を参考に、都道府県や市町村、林業関係団体等においては、伐採及び造林に係るガイドラインや行動規範等の策定、伐採事業者と造林事業者のマッチング・協業化等の取組を推進すること。

### (2) 森林整備事業等の活用

再造林の実施にあたっては、伐採及び造林の一貫作業等によりコストの縮減に努めるとともに、森林所有者等による造林経費の負担を考慮しつつ、森林整備事業における人工造林、林業・木材産業成長産業化促進対策における資源高度利用型施業等を活用するなどして、効果的かつ効率的な事業実施に努めること。

## 6 合法伐採木材等の流通及び利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)に基づく取組を推進しているところであるが、無断伐採事案が発生していること等を踏まえ、別紙3のとおり、木材関係団体に対して、クリーンウッド法に基づく取組の強化、木材関連事業者の登録促

進、協議会等を通じた地域全体での合法伐採木材等の流通及び利用の促進に取り組むことを要請している。

あわせて、クリーンウッド法の合法性確認等に取り組む際に、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成 27 年法律第 66 号）に基づく政府調達のための「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を活用して実施する場合には、合法性証明の信頼性確保及び合法木材供給事業者認定の適正な実施を要請している。

都道府県等におかれては、以上を踏まえ、当該団体等と連携した取組をお願いする。

## 7 森林窃盗への適切な対応

無断伐採等については、2 から 6 までの取組を通じて、発生の未然防止を図ることが重要であるが、近年、伐採届出に係る文書を偽造するなど悪質な森林窃盗事案が発生している。

森林窃盗及び森林窃盗の贓物（木材等）を収受・売買する行為については、森林法により刑罰が科される重大な犯罪行為であることから、森林所有者等や届出者への確認、現地調査などを十分に行った上で、森林窃盗が疑われる事案については、警察への告発や情報提供を行うなど適切に対処すること。

また、警察から捜査関係事項照会等の協力を求められた場合には、情報提供や現地案内など必要な協力を行うよう努めること。